

2021年1月提出分から

「e-Tax」又は「光ディスク等」による支払調書の提出義務基準が

支払調書の種類ごとに

100枚以上に引き下げられます！



【改正前】

支払調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった支払調書の枚数が

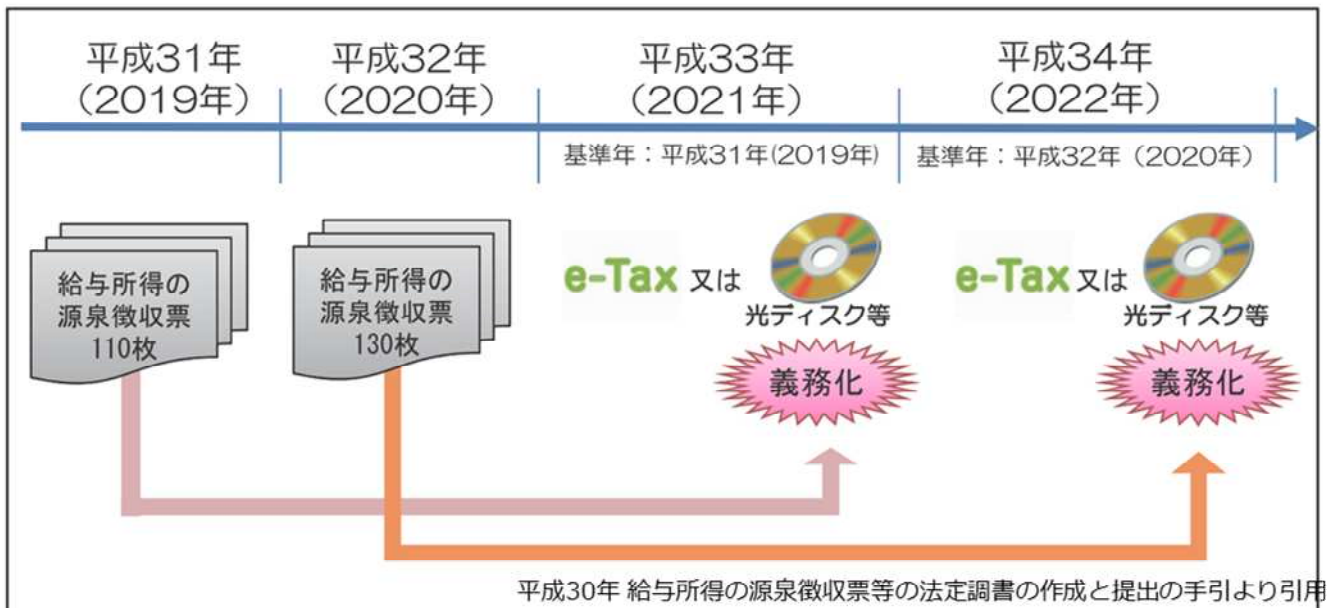
1000枚以上である支払調書に関しては、e-Tax又は光ディスクによる提出が必要となります。



【改正後】

支払調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった支払調書の枚数が

100枚以上である支払調書に関しては、e-Tax又は光ディスクによる提出が必要となります。



さらに

給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。



基準が「1,000枚から100枚に減った」に減少したことで、前々年に雇い入れた従業員が100人を超える全ての法人が対象となり、**対象法人は劇的に増加し、準備が必要**となります。

SAFETY

でも大丈夫！

法定調書奉行10なら、電子申請対応の実現と業務効率化を同時に実現できます。

詳細は裏面へ！



年末調整・法定調書作成システム

法定調書奉行 10

法定調書奉行10なら

日々の支払金額の明細を入力するだけで、支払調書を自動作成。
 年末調整書類の作成から、申告まで皆様の年末調整業務の効率化を強力にサポートします。
 もちろん「e-Tax」や「eLTAX」を使った電子申告にも対応しますので、電子化対応もスムーズに行えます。

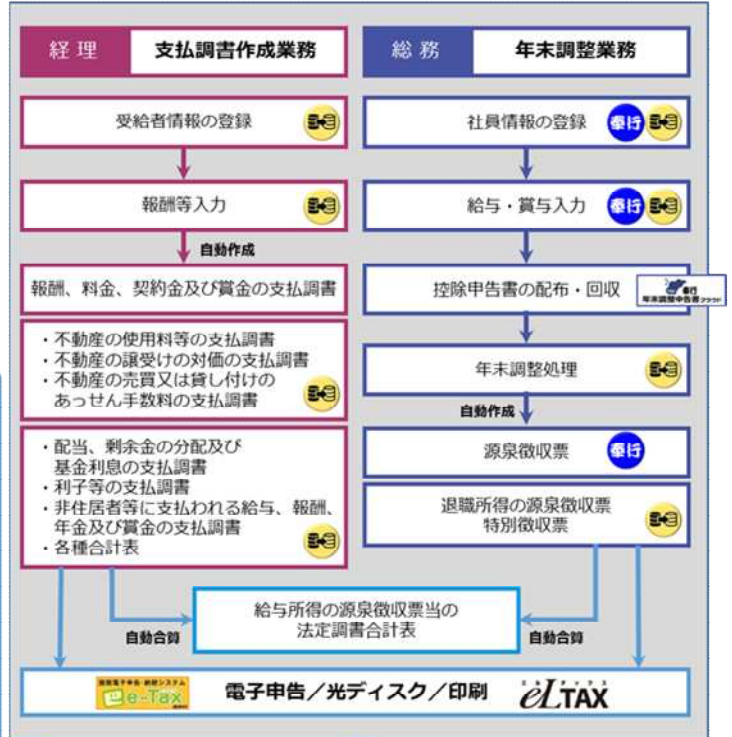
※電子申請をするためには所轄の役所への事前申請が必要になります。

【出力帳票例】

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書
- 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 源泉徴収票
- 賃金台帳（源泉徴収簿・税務署様式）
- 給与支払報告書（総括表）
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 利息等の支払調書

他

法定調書奉行システム簡易フロー



給与奉行との連携可能

他システムとのCSVの連携可能

さらに

奉行 年末調整申告書クラウド との連携で

年末調整の控除申告書の配布・回収・チェックの手間を最大 **90%** 削減できます！



メールで簡単

従業員への「実施依頼」「未提出通知」「完了通知」などの連絡は全て一括メールで行えます。

いつでもどこでも

クラウドだから、PCでもスマホでも、会社でも家でも作業できるので、暇な時にすぐできます。

データもつながる

法定調書奉行10とマスタ・年調情報が連携。二度打ちなど無駄な時間は一切なし！



【この改正で、電子化の対象となるお客様へ】

システム導入のポイントは、「外的環境変化によって増加する業務時間」をどれだけ防ぎ、かつ現状業務の改善を見いだせるかです。ぜひ一度奉行シリーズをご覧ください！

株式会社 オービックビジネスコンサルタント
 URL <http://www.obc.co.jp>

- 〈東京〉TEL.03(3342)1880(代)
- 〈仙台〉TEL.022(215)7550(代)
- 〈横浜〉TEL.045(322)0922(代)
- 〈全沢〉TEL.076(265)5411(代)
- 〈大阪〉TEL.06(6367)1101(代)
- 〈福岡〉TEL.092(263)6091(代)
- 〈札幌〉TEL.011(221)8850(代)
- 〈関東〉TEL.048(657)3426(代)
- 〈静岡〉TEL.054(254)5966(代)
- 〈名古屋〉TEL.052(204)3350(代)
- 〈広島〉TEL.082(544)2430(代)

販売代理店



システム・アルファ株式会社

〒371-0847 群馬県前橋市大友町2-23-5
 TEL: 027-210-7600